



53-60

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

豊田市長 殿

提出者

住 所 東京都中央区京橋2-1-3

氏 名 クボタ環境エンジニアリング株式会社

代表取締役 中河 浩一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

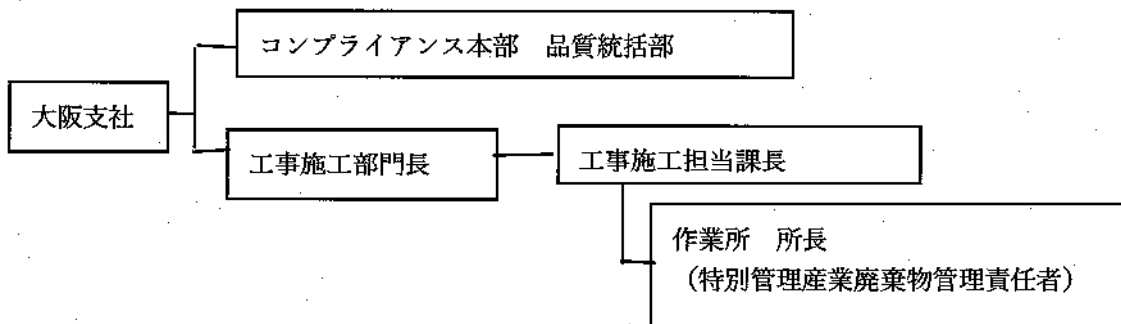
電話番号 (03) 6281-9910

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社（市内事業場統括）
事業場の所在地	兵庫県尼崎市1-1-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D08 建設業（設備工事業）
② 事業の規模	前年度完成工事高 36,251,065千円
③従業員数	2,791人（2025（令和7年）3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	施工した工事より生じる産業廃棄物は、その全量を許可を受けた収集運搬業者および処分業者に処理を委託している。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	がれき類	混合廃棄物
	排 出 量	1.505 t	2154.776 t	1.092 t
	(これまでに実施した取組) 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の発生抑制は自社では困難であり、実施した取組はない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	がれき類	混合廃棄物
	排 出 量	1.204 t	1723.8208 t	0.8736 t
	(今後実施する予定の取組) 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の発生抑制は自社では困難であり、実施予定の取組はない。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業現場での分別が困難であるものを除き、全ての品目について分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、法律に従って可能な品目全てを分別するよう取り組む。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の再生利用は自社では困難であり、実施した取組はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の再生利用は自社では困難であり、実施予定の取組はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の中間処理は自社では困難であり、実施した取組はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の中間処理は自社では困難であり、実施予定の取組はない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入処分は自社では困難であり、実施した取組はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入処分は自社では困難であり、実施予定の取組はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	がれき類	混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	1.505 t	2154.776 t	1.092 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1.505 t	75.776 t	1.092 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 発注された工事に伴って発生する産業廃棄物については、優良認定事業者を優先して処理委託を進める取組を実施している。			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	がれき類	混合廃棄物
	全処理委託量	1.204 t	1723.8208 t	0.8736 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1.204 t	60.621 t	0.8736 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、発注された工事に伴って発生する産業廃棄物について、 優良認定事業者を優先して処理委託を進める計画を実施する。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。